第3次箱根町子ども読書活動推進計画

令和2年3月 箱根町教育委員会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 1
第1章 子ども読書活動推進計画について	
1 子どもの読書活動の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2
2 国・神奈川県・箱根町の動向 ・・・・・・・・・	 2
第2章 第2次計画期間中の取組	
1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組 ・・・・・	 3
2 小学校・中学校における取組 ・・・・・・・・・	 4
3 ボランティアにおける取組 ・・・・・・・・・・	 4
4 社会教育センターにおける取組 ・・・・・・・・・	 5
5 子どもの読書活動を推進する体制の整備に係る取組 ・	 6
第3章 第3次計画の基本的な考え方	
1 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
2 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・	 7
3 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
第4章 第3次計画の具体的な取組	
1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組 ・・・・・・	 8
2 小学校・中学校における取組 ・・・・・・・・・	 8
3 ボランティアにおける取組 ・・・・・・・・・・	 9
4 社会教育センターにおける取組 ・・・・・・・・・	 9
5 子どもの読書活動を推進する体制の整備に係る取組 ・	 1 0
参考資料	
1 子どもの読書活動の推進に関する法律 ・・・・・・	 1 1
2 箱根町子ども読書活動推進会議設置要綱 ・・・・・・	 1 3
3 箱根町子ども読書活動推進会議委員名簿 ・・・・・・	 1 4

はじめに

近年、情報機器の普及など情報化社会の中で利便性が高まり、子どもを取り巻く生活環境に変化が見られます。また、子どもたちの学年が上がるにつれて読書冊数が減少する傾向が全国的に指摘されております。当町のアンケート調査の中でも年齢が上がるにつれて読書量が減少していることが大きな課題となっています。こうした環境の中、私たちは子どもの活字離れや読書離れに対応していくことが求められています。

当町では、「箱根町基本方針」において「先人からの文化・伝統・歴史を受け継ぎ、未来に大きな理想と明るい希望を持って、健康で豊かな生活を目指し、箱根の郷土を愛し、貢献できる人」を基本方針とし、さらに箱根町らしい教育を目指し、子どもたちが読書を通じて豊かな心をはぐくみ、生きる力を身に付けることができるように、読書活動の推進に取り組んでいます。

平成13年に国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示し、平成14年に「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定しました。当町においても平成21年に「箱根町子ども読書活動推進計画」を、平成27年には第2次計画を策定し、子どもの読書活動に係る施策を推進してきました。

このように、社会環境が大きく変化する中において、子どもの自主的な読書活動を 推進するためには、地域社会全体で総合的、計画的に取り組んでいく必要があります。 つきましては、更なる子どもの読書活動を推進するため、第1次・第2次計画の基 本的な考え方を継承すると共に、これまでの成果と課題を検証し、第3次箱根町子ど も読書活動推進計画を策定いたしました。

読書環境の充実や関係機関の連携、読書活動の普及啓発に取り組んでまいりますので、町民の皆様を始め、関係する皆様のいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

箱根町教育委員会

第1章 子ども読書活動推進計画について

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。しかし、近年、スマートフォンの普及や、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等、情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化が、読書時間の減少等、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性が指摘されています。すべての子どもが、本に親しみ、本を楽しむ習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・学校・図書館・その他の関係機関等が協力して、社会全体で読書環境の整備を推進していくことが必要です。

2 国・県・町の動向

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行、平成 14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年 に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、平成30年には第四次基本計画 を定めました。

神奈川県では、平成16年に「かながわ読書のススメ〜神奈川県子ども読書活動推進計画〜」を、平成21年に第二次計画、平成26年に第三次計画、平成30年に第四次計画を策定しました

箱根町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び神奈川県の「かながわ読書のススメー神奈川県子ども読書活動推進計画〜」を基本として、平成21年に「箱根町子ども読書活動推進計画」を、平成27年に第2次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に向けた取組を行ってきました。第2次計画が令和2年3月で終了することから、引き続き読書活動の推進を図っていくために、令和2年度を初年度とする「第3次箱根町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

第2章 第2次計画期間中の取組

第2次計画期間である平成27年度から5年間の成果と課題について、「箱根町子ども読書活動推進会議」において検証し、その結果を踏まえた上で第3次計画を策定します。

1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

幼児学園・保育園・幼稚園では、朝の集まり・給食前・午睡前・降園時等に、教職員による読み聞かせを1日1回以上行っています。また、保護者や地域のボランティア、小学生による読み聞かせの機会も設けています。

各園では園児の身近な場所に絵本コーナーを設けて、季節や園児の興味に合わせたテーマの絵本、保護者がおすすめする絵本などを定期的に入れ替えて展示を行っています。

大型絵本の購入にあたり、各園で相互利用ができるように同じ絵本が重複しないようにリストを作成して調整をしました。

園で所蔵している絵本の貸出や移動図書館を活用して、保護者と園児が一緒に読書を楽しみ、家庭での読み聞かせの大切さを伝えるなどの働きかけを行っています。

【成果】

読書についてのアンケート調査(以下、アンケート調査とする)の結果、読書を好む園児の割合は、平成27年度の調査開始以来、毎年95%を超える高い割合を保っています。また、家庭での読み聞かせ頻度が「毎日」と回答した割合が、平成27年度は21.3%(回答者数33人/155人)だったものが令和元年度は33.0%(回答者数46人/138人)に増加しました。保護者に対する日頃の啓発活動の効果が表れているものと考えられます。

【課題】

一方で、「家庭で読み聞かせをしたくても勤務の都合で帰宅時間が遅くなり時間が確保できない」、「移動図書館の巡回時間に間に合わない」といった意見がアンケート調査でありました。多忙な保護者に対する支援を検討していく必要があります。





[園の絵本コーナー]

2 小学校・中学校における取組

各学校では、「朝読書」を実施するなど、学校内での読書時間を確保しました。また、保護者・地域のボランティアによる読み聞かせを定期的に行っています。

教職員が推薦する本のコーナーを校長室前、玄関、図書室内に設置する、授業や集会活動の中で児童・生徒が発表やカード等の形式で本を紹介するなど、いろいろな本に出会う機会をつくりました。

学校図書館の蔵書充実を図り、学級文庫への貸出や図書コーナーを複数設置して 子どもたちの身近に本を置くようにしました。児童の机にはブックバッグ(常に本 を入れておく袋)を用意しています。また、社会教育指導員が定期的に学校図書館 を訪問し、学校貸出用図書の選定と紹介、図書整理や環境整備を行っています。

【成果】

「朝読書」やボランティア等による読み聞かせ、子どもたちの身近に本を置く取組を継続してきたことによって、休み時間や給食の待ち時間等、空いた時間に自然と読書をする習慣が定着してきました。アンケート調査では、中学生の学校図書館(図書コーナーを含む)の利用頻度が「0回」・1ケ月の利用冊数が「0冊」と回答した割合が、わずかながら減少傾向にあります。

【課題】

アンケート調査では、読書を好む児童・生徒の割合が、小学1~3年生と中学生で80%以上だったものが令和元年度は70%台に減少しています。小学1~3年生については絵本から文章が多い本へ、中学生については児童書から一般書への移行が順調に進んでいない場合に苦手意識が生じることが要因のひとつではないかと考えられます。発達段階に合わせた読書支援と蔵書の充実が望まれます。



[教職員が推薦する本のコーナー]



「学校図書館の机上に本の紹介文を設置]

3 ボランティアにおける取組

保護者・地域のボランティアが、各園・各学校で定期的な読み聞かせや学校図書館の環境整備を実施しています。また、土曜日や放課後児童クラブにおいても、読み聞かせを行っています。

また、子どもや絵本に関する書籍やWebサイトを参考にしたり、県や町が主催する研修会等に参加するなど自己研鑽を積んでいます。

【成果】

園児の頃から小学校高学年に至るまで、ボランティアの継続的な読み聞かせによって、子どもたちの聴く力・読む力が育まれ、本に親しむ素地づくりが広がってきています。

【課題】

一部の学校では、PTAの協力で保護者ボランティアが増えましたが、育児・仕事等で多忙であることから保護者ボランティアが不足していること、地域ボランティアでも後継者がなかなか見つからないといった状況が続いています。







[ボランティアによる朝の読み聞かせ・土曜日の読み聞かせ]

4 社会教育センターにおける取組

社会教育センターでは、移動図書館で各園・各学校を巡回し図書の貸出を行っています。児童書の購入にあたり、アンケート調査の結果や児童からのリクエスト、統計資料(ベストリーダー)を参考に、子どもたちの要望を反映した選書に努めました。

また、図書室では季節にあった絵本・児童書を展示しています。絵本用書架の購入や掲示物(図書紹介・利用案内等)を更新して環境整備を図りました。子どもを対象とした講座・教室の開催時には、職員による読み聞かせを行いました。

さらにブックスタート(4か月児健診で赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントする)事業を通じて、絵本を介したふれあいの大切さを伝えると同時に、家庭における読書の最初のきっかけづくりとしています。

【成果】

プレイルーム(絵本・紙芝居を配架している部屋)や図書室の環境整備、職員による読み聞かせの実施、ブックスタートでの働きかけ等により、保護者と幼児が一緒に来館する姿が以前より多く見られるようになりました。移動図書館では、新規に購入した本が児童・教職員に好評でした。

【課題】

社会教育センター図書室と移動図書館の両方で、児童書の貸出冊数と児童・生徒の貸出人数が減少を続けています。(平成27年度は合計22,616冊・7,195人だったのが、平成30年度は20,552冊・6,367人に減少しています。)乳幼児期からの保護者への働きかけと、子どもの年代・要望等に合った資料の整備、展示やリストによる本の紹介等を継続するとともに、各園・各学校の協力を得て移動図書館の利用促進を図っていく必要があります。







[季節に合った絵本の展示]

[プレイルームに設置した絵本用書架] [移動図書館きつつき号]

5 子どもの読書活動を推進する体制の整備に係る取組

計画の進捗状況の確認と検証を行う「箱根町子ども読書活動推進会議」を設置し、 計画について協議・検討する他に、情報交換を行いました。

「学校図書教育推進委員会(旧称 箱根子ども図書銀行)」の活動を継続し、学校間と社会教育センターとの連携強化に努めました。

【成果】

「箱根町子ども読書活動推進会議」では、園・学校・ボランティア・生涯学習課の代表者が会議に出席し、園・学校・ボランティアそれぞれの活動状況や課題等を報告し意見交換を行い、今後の方向性を探っていきました。

「学校図書教育推進委員会」では、各小学校の担当職員の協力により、ブックシェア(学校図書館用に購入した図書を小学校3校で巡回させる)を実施して、児童がより多くの種類の本を利用することができました。また、学校教育課が手配したブックガイドと社会教育センターで作成したリクエストカードを、各学校を通して全児童・生徒に配布して、社会教育センターで集計した後、希望の多かった本を移動図書館用に購入するといった流れが、定着してきました。また、『ボランティア研修会・交流会』を開催して、異なる学校で活動するボランティア間や教職員との交流の機会を設けることが出来ました。

【課題】

既に図書ボランティアとして活動されている方々だけでなく、これから活動を始めようとしている方々や保護者、幼児学園・保育園・幼稚園の教職員等、多くの方々が幅広く参加できるような学習・交流の機会を設けていくことが求められています。

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本方針

本計画は、第2次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、次の3つを基本方針として 子どもの読書活動の推進を目指します。

- (1) 子どもが読書に親しむための環境づくり 子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、 地域、学校等において、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。
- (2) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発 子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を高めるよう、広く 普及啓発に努めます。
- (3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備 関係機関・団体が連携・協力することによって、町全体で子どもの読書活動を効果的に推進していくことに努めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)第9条第2項の規定に基づくものであり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次計画)」(平成30年)及び「かながわ読書のススメ〜第四次神奈川県子ども読書活動推進計画〜」(平成30年)を基本として策定するものです。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第4章 第3次計画の具体的な取組

1 幼児学園・保育園・幼稚園における取組

乳幼児期に読書の楽しさを感じることで、読書習慣の基礎が形成されます。園児が絵本や物語に親しむ活動を日常的に行うことと、保護者に対して「読み聞かせ」の大切さや意義を伝えていくことが、幼児学園・保育園・幼稚園に期待されています。

- (1) 教職員、ボランティア等による「読み聞かせ」を積極的に実施します。
- (2) 絵本の購入・展示・入替に加えて、園児が自由に絵本を手に取り楽しむことができるスペースの確保など、絵本コーナーの環境整備に努めます。
- (3) 家庭での「読み聞かせ」など、保護者と園児が一緒に本を楽しめるように、絵本の貸出を行います。
- (4) 乳幼児期における絵本との出会いと家庭での「読み聞かせ」の重要性について、園だよりや行事等の機会を活用して、保護者への啓発に努めます。
- (5) 教職員が研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。

2 小学校・中学校における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、 学校は大きな役割を担っています。児童・生徒が自由な読書を楽しみ、読書の幅を 広げていくことができるような支援と環境の整備を行い、読書量だけでなく読書の 質も高めていくことが求められています。

- (1)「朝読書」等の全校一斉の読書活動の実施により、読書時間の確保に努めます。
- (2) 学校図書館の資料の充実と、配架・展示の工夫など環境整備に努めます。
- (3) 身近に自由に本を手に取ることができる「図書コーナー」の設置や学級文庫の充実を図ります。
- (4) 教職員、児童・生徒、保護者等による推薦図書コーナーの設置に努めます。
- (5) 本の紹介カードの作成・掲示、授業・集会活動での発表など、子ども同士で本を紹介しあう場を増やします。
- (6) 保護者・地域のボランティアによる「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施するなど、子どもたちが本に親しむ機会を設けます。
- (7) 支援を必要とする子どもたちの実態に即した読書指導の展開、環境の整備に 努めます。
- (8) 図書委員会活動をはじめ、児童・生徒による園児や低学年児童への「読み聞かせ」の実施など、児童・生徒の自主的な読書活動を支援します。

- (9) 学校だよりや家庭教育講座等の機会を活用し、子どもの読書活動の意義と重要性について、保護者への啓発に努めます。
- (10) 教職員が研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。
- (11) 司書教諭や学校図書館担当教諭を中心として、学校全体で子どもの読書活動 を推進していきます。
- (12) 社会教育指導員やボランティアと連携して、学校図書館の活性化を図ります。
- (13) 「学校図書教育推進委員会」の活動等を通して、学校間及び社会教育センターとの連携・協力を進めます。

3 ボランティアにおける取組

園・学校等での「読み聞かせ」をはじめとするボランティア活動は、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進の大きな原動力となっています。また、子どもたちは、ボランティアとのふれあいが、心豊かなひとときを過ごすことができる貴重な体験となっています。

- (1) 幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、子育て支援施設、社会教育センター等で「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施します。
- (2) 各園の「絵本コーナー」、学校図書館等の環境整備に協力します。
- (3) 学校・PTA等と協力して、保護者や地域にボランティア活動への参加を呼びかけます。
- (4) 研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。

4 社会教育センターにおける取組

公民館図書室は、地域における子どもの読書活動を推進していく上で中心的な役割を果たすことが求められています。

- (1) 児童書の計画的な購入により、蔵書の充実を図ります。
- (2) 親しみやすく利用しやすい雰囲気の公民館図書室を目指して環境整備に努めます。
- (3) 移動図書館の運行を継続し、社会教育センターに来館することが難しい地域に住む子どもたちやその保護者へのサービス提供に努めます。
- (4) 館内での図書紹介の展示を充実させて、子どもが多様な本に出会う機会を提供します。
- (5) 職員による「読み聞かせ」の実施し、ボランティアと連携による「おはなし会」 の開催に努めます。

- (6) 広報誌、ホームページを活用して、新着図書・推薦図書を紹介するとともに、 図書室・移動図書館の利用促進や保護者への啓発に努めます。
- (7) ブックスタートを継続して、絵本を介したふれあいの大切さを伝えるとともに、子どもの読書活動の意義と重要性について保護者への啓発に努めます。また、小学校・中学校に入学する新1年生に本をプレゼントするブックセカンド・ブックサードといった取組を検討していくなど、児童・生徒が読書に親しむ機会の提供に努めます。
- (8) ボランティア研修会・交流会を開催し、ボランティアへの支援と育成を図ります。
- (9) 研修会・講座へ参加して、子どもの読書活動への理解を深め、資質の向上に努めます。
- 5 関係機関、団体等の連携・協力による取組

町全体で子どもの読書活動を推進してくためには、家庭、幼児学園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、ボランティア、社会教育センター、関係各機関等が、相互に協力し連携を強化していくことが重要です。

- (1) 「箱根町子ども読書活動推進会議」において、本計画の進捗状況を確認し、必要な見直しと改善についての協議や、子どもの読書活動の推進に関わる意見や情報の交換を行います。
- (2) 「学校図書教育推進委員会」の活動を継続し、学校間及び社会教育センターとの連携・協力を進めます。

参考資料

- ○子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日(法律第百五十四号) (目的)
- 第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共 団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定める ことにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子ど もの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま え、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動 が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的 な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、 学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める ものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進 に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定する よう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなけれ ばならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当り、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境 づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当っては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の主旨にふさわしい事業への子どもの参加に ついては、その自主性を尊重すること。

箱根町子ども読書活動推進会議設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、箱根町における子どもの読書活動を推進するため、箱根町子ども読書活動推進会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織・運営等について必要な事項を 定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 「箱根町子ども読書活動推進計画」の策定、進捗状況の確認及び成果の検証に関すること。
 - (2) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 読書に関するボランティア又はサークルの代表
 - (2) 小学校・中学校の教職員
 - (3) 幼児学園・保育園・幼稚園の教職員
 - (4) 生涯学習を担当する職員(教育委員会生涯学習課)
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 会議に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱時に開催される会議は、教育長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

箱根町子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏 名	備考
委員長	金指 和子	湯本小学校 ボランティア
副委員長	岡野 恵美	箱根の森小学校 ボランティア
委 員	南 美沙代	仙石原小学校 ボランティア
"	井上 康樹	箱根の森小学校 校長
"	金井 潤子	箱根幼稚園 副園長
"	秋山 智徳	生涯学習課長
"	橋本 整和	生涯学習課 社会教育指導員

第3次箱根町子ども読書活動推進計画 令和2年3月 発行 箱根町教育委員会 〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本266 電話 0460-85-7601